

社会福祉法人 台東つばさ福祉会職場体験実習(インターンシップ) 実施方法

(実施方法の目的)

第1 本実施方法は、社会福祉法人台東つばさ福祉会(以下、「法人」という)が行なう職場体験実習(インターンシップ)に関して基本的な事項について定める。

(職場体験実習の目的)

第2 法人は、学生に対する障害支援業務の実務体験の機会を与えることにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資するとともに、当法人の障害支援業務への理解を深めることを目的として、職場体験実習を実施する。

(実習に期間)

第3 実務を体験させる期間は1日から3日程度とする。

(実習の場所)

第4 社会福祉法人台東つばさ福祉会が運営する以下の事業所とする。

つばさ福祉工房・生活介護りゅうせん(生活介護)
フロム千束(福祉ホーム)
たいとう寮(グループホーム・共同生活援助)
つばさ放課後クラブ(児童放課後等デイサービス)
すてっぷ つばさ(就労継続支援B型・就労移行支援)

(実習の対象者及び募集の周知)

第5 実習の対象者は、専門学校生・短大・大学(以下「学校等」という)に在籍する学生とする。

2 学生の募集に当たっては、法人事業所が連携して、近隣の学校等に対して、周知・広報するものとする。

(申込み、受入れ対象者の決定及び通知)

第6 職場体験実習を希望する学生は、様式1「社会福祉法人台東つばさ福祉会インターンシップ参加申込書」を作成の上、学生が法人宛てに申込書を発送することとする。

2 法人は、学生からの申込を受け、受理後、概ね2週間以内に事業所がおこなう業務に支障がないことを留意して受入れの可否を決定し、申込み学生に対して受入れの可否等をメール・書面にて通知するものとする。

(交通費・報酬)

第7 法人は、実習の受入れを決定した学生(以下「実習生」という)に対して、様式1「社会福祉法人台東つばさ福祉会インターンシップ交通費申請書」に従い、自宅から実習事業所までの実費交通費を実習終了後、翌月に申請口座に振り込みをおこなうものとする。

- 2 法人は、実習生にたいして、賃金、報酬及び手当等の金品を支給しない。
- 3 支給上限金額については、3000円とする。

(実習生の服務規律)

第8 実習生は、学校等の学生としての身分を保有し、次のとおり扱うこととする。

- 2 実習生は、法人の指示に従い、実習期間中は実習に専念しなければならない。
- 3 実習生は、実習中に知り得た秘密について、実習中及び実習終了後においても部外者(学校等を含む)に漏らしてはならない。
- 4 実習生は、法人の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 5 実習生は、上記2～4について様式2「誓約書」を事前に提出しなければならない。
- 6 法人は、実習生が前4項の規定に反する行為を行ったときは、実習を中止することができる。
この場合は、法人は学校等にその旨を通知するものとする。

(実習中における事故責任等)

第9 実習生及び学校等は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が、故意又は過失により第9の3又は4の規程に反する行為を行ったときは、学校等及び実習生は、これにより被害を受けた。法人及其の利用者、第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

(実習の証明)

第10 法人は、学校等が、実習生の実習内容等について証明を求めたときはこれを行なうものとする。

(その他)

第11 この実施方法に定めるもののほか、職場体験実習の実施に関して必要な事項は、協議して決定するものとする。

- 2 実習の実施について、疑義が生じた事項については、法人、学校等、実習生が協議して決定するものとする。